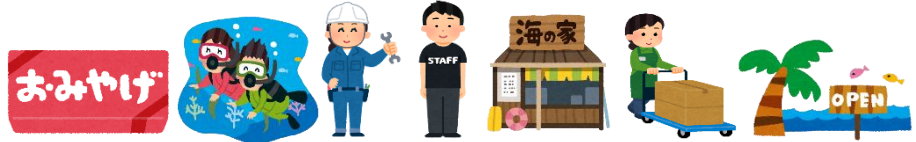


事業者向け

# 渡嘉敷村事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けた事業者に対して、支援金を給付します。

## 対象条件



★令和3年4月から9月まで、どれかひとつでも月の売上が、前年、または前々年の同じ月の売上と比べて、20%以上減っていること。

令和元年(2019年) B		令和3年(2021年) A		同月比 (B/A)
月間事業収入(売上)		月間事業収入(売上)		
4月	¥502,000	4月	¥409,900	82%
5月	¥512,000	5月	¥412,900	81%
6月	¥392,020	6月	¥309,054	79%
7月	¥687,000	7月	¥605,000	88%
8月	¥799,000	8月	¥695,510	87%
9月	¥643,000	9月	¥601,000	93%

比べる年は、令和元年でも、令和2年でもOK

今年の売上が80%以下の月がひとつでもあればOK

今年6月の売上が、令和元年6月の売上より **21%減!** (100%-79%)

## 給付額

★「10万円 + 加算措置 (上乗せ) 万円 (1回限り)。

☆加算措置：従業員の数に応じて上乗せします。

従業員数×5万円

(従業員とは、令和3年9月末までに雇用された雇用保険被保険者)

※申請の際に雇用保険被保険者番号が必要。

3人×5万円=15万円を10万円に上乗せ(イメージ)

昭和...平成...	令和3年3月	令和3年4月1日~令和3年9月30日									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
被保険者番号 1234-567890-1	昭和60年4月1日入社	4月30日退職	対象								
被保険者番号 1234-567890-2		対象	5月1日入社				8月31日退職				
被保険者番号 1234-567890-3	昭和60年4月1日入社	3月31日退職	対象外								
被保険者番号 1234-567890-4					9月1日入社	対象		在職中			
被保険者番号 1234-567890-5						対象外		10月1日入社	在職中		

## 給付対象外

★令和3年4月~9月の月の売上が、令和元年または令和2年と比較して20%以上減っていない月がひとつもない場合。

★新型コロナウイルス感染症拡大の影響が原因ではない売上減。

★新規開業時期が令和3年4月以降。

★従業員の雇用が確認できない場合 (加算措置)。

## 申請期間

**2021年(令和3年)12月15日から2022年(令和4年)2月14日まで**

※詳しくは渡嘉敷村事業者等支援金交付要項をご確認ください。